

JICA 海外投融資の出融資ポイント（案）

|                       | 項目           | 内容                                                                                                                                       |
|-----------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出<br>融<br>資<br>共<br>通 | 対象国          | ODA 対象国                                                                                                                                  |
|                       | 事業内容         | 当該国政府の開発政策等に沿い、かつ、開発効果の高いものとする。                                                                                                          |
|                       | 対象分野         | MDG・貧困削減、インフラ・成長加速化、気候変動対策の三分野                                                                                                           |
|                       | 対象者          | 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者                                                                                                       |
|                       | JICA 出融資の必要性 | ・収益性に関し、事業の達成が見込まれ、かつ、既存の金融機関による貸付け又は出資では事業が成立しないことが認められる場合。<br>・事業実施国のカントリーリスクの軽減、民間資金の呼び水効果等、JICA の出融資による付加価値が発揮される事が事業実施に不可欠と判断されること。 |
|                       | 事業計画の適切性     | ・建設計画、原料調達計画、生産・販売計画、事業運営計画、資金・損益計画等が適切であること。<br>・環境社会配慮が十分になされていること。                                                                    |
|                       | 事業達成の見込み     | 事業計画の妥当性、投資環境、市場性、パートナーの能力、当該国の受け入れ態勢等から、事業の達成が見込まれること。                                                                                  |
|                       | 投融資等の許認可     | 当該国での事業認可・外貨導入許認可、環境影響評価等、所要の許認可を取得していること。                                                                                               |
|                       | 環境社会配慮       | JICA の新環境社会配慮ガイドラインを適用。企業情報の守秘義務に配慮した上でレビュー結果を公表。                                                                                        |
|                       | モニタリング       | 事前に定量的な開発効果の測定を可能にする運用・効果指標を設定。案件承諾後も、同指標や事業に関する各種リスクの状況をモニタリングし、必要な対応を速やかに行う。                                                           |
| 融<br>資                | 事前・事後評価      | 事前評価及び事後評価を案件毎に実施し、企業情報の守秘義務に配慮した上で評価結果を公表。                                                                                              |
|                       | 貸付方法         | 原則として証書貸付とする。                                                                                                                            |
|                       | 融資割合         | 原則として総事業費の 70%を上限とする。特に必要と認められる場合には 80%（案件の特性等に応じて必要性は個別に検討）。                                                                            |
|                       | 償還期間         | 原則として 20 年以内（最長 25 年）とする。                                                                                                                |
|                       | 据置期間         | 原則として 5 年以内とする。                                                                                                                          |
|                       | 金利体系         | 財政融資資金の貸付金利を基準とし、借入人の信用力等を勘案の上、償還期間を含め政府開発援助の要件となるグラント・エレメント（GE）25%以上となるよう金利を設定。                                                         |
|                       | 担保・保証        | 必要に応じて、JICA が適格と認める物的担保又は保証を徴求する。                                                                                                        |
| 出<br>資                | 出資方法         | 原則として現地企業等への直接出資。出資比率は 25%以下、かつ、最大株主の出資割合を超えないものとする。                                                                                     |
|                       | 出資期間         | 個別案件の退出方針において規定。                                                                                                                         |
|                       | 退出方針         | 事業の特性に応じて個々に出資前に退出方針を設定。                                                                                                                 |

※過去の実施案件の研究・評価を踏まえ、事案ごとに慎重に対応。